

国際アート・カルチャー都市としまロゴマーク使用承認事務取扱要綱

〔平成 28 年 9 月 5 日
国際アート・カルチャー都市推進担当部長決定〕

改正 平成 27 年 5 月 20 日

改正 平成 28 年 6 月 23 日

全部改正 平成 28 年 9 月 5 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、地域団体等（以下「団体」という。）が、豊島区後援名義等使用承認事務取扱要綱(平成 10 年 9 月 24 日決裁。以下「後援名義等使用要綱」)に基づき国際アート・カルチャー都市としまロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)の使用申請をする場合を除き、ロゴマークの使用申請事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(承認基準)

第 2 条 ロゴマークの使用承認は、後援名義等使用要綱第 4 条第 1 号及び第 2 号に定める承認基準によるものとする。

(承認申請及び所管担当課)

第 3 条 ロゴマークの使用承認を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、使用承認申請書（様式 1）及び次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、区長が認める団体については、次の第 1 号、第 2 号及び第 3 号に掲げる書類の提出を省略することができる。

- (1) 申請者の存在、基礎を明らかにする書類（団体の規約等）
- (2) 団体役員及び事業関係者の住所等を明らかにする書類
- (3) 事業の目的及びその計画を明らかにする書類（事業計画書、予算書等）
- (4) その他参考となる資料

2 前項の申請書は、原則として承認を受けようとする事業開始日の 10 日前までに、当該申請に係る事業の内容と関連を有する事務を分掌する課（以下「所管担当課」という。）に提出する。

(使用承認及び不承認の決定)

第 4 条 所管担当課は、申請書の提出があった場合、その承認の可否を決定する手続きを行い、使用承認する場合は、使用承認通知書（様式 2）又は使用不承認通知書（様式 3）により申請者に通知する。

(使用承認期間)

第 5 条 使用承認期間は、承認した日から当該使用申請期間が終了するまでとする。

(経費の負担等)

第 6 条 使用に要する経費は、申請者の負担とする。

(承認の取消し)

第 7 条 申請者が虚偽その他不正の手段により使用承認を受けたとき、あるいは不正に利用したとき、または付した条件に反したときはその承認を取り消すことができる。

2 前項の場合において、使用取消し通知書（様式 4）により通知する。

3 承認の取り消しにより申請者に損害が生じて、区長は、その責を負わない。

(損失補償等の責任)

第 8 条 豊島区は、ロゴマーク使用に係る損失補償等について、一切の責任を負わない。

(承認の条件)

第 9 条 使用を承認する場合は、次の各号に関する内容を明記し、条件として付すものと

する。

- (1) 使用する場合の使用基準を遵守することについて
- (2) 経費負担について
- (3) 申請内容等に変更があった場合の届け出について
- (4) 印刷物等に使用する場合の事前原稿等の提出について
- (5) 使用承認の取消しについて

(非販売目的使用に係る使用許諾料)

第10条 ロゴマークの非販売目的使用にかかる使用許諾料は、無償とする。

(販売目的使用に係る使用許諾料)

第11条 ロゴマークを販売目的で使用する場合の使用許諾料については、当分の間、無償とする。

(決定区分)

第12条 使用承認に係る決定区分は、事案の決定等に関する規程（平成17年訓令甲第2号）に基づき行う。この場合において、文化商工部国際アート・カルチャー都市推進担当課長に協議するものとする。

(報告)

第13条 申請者は、ロゴマークを使用した後、速やかに報告書（様式5）により報告するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については国際アート・カルチャー都市推進担当部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年9月5日から施行する。

様式1 (第3条関係 申請書)

国際アート・カルチャー都市としまロゴマーク使用承認申請書

平成 年 月 日

豊島区 長

申請者 団体名
(主催者)

代表者

所在地

□ 連絡担当者名
電話番号 (連絡先)

下記のとおり国際アート・カルチャー都市としまロゴマークの使用承認を申請します。

記

1 使用目的

2 使用期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

3 使用場所

4 使用内容

5 過去使用の有無 有 (年 ～ 年 連続・非連続) ・ 無

[添付書類]

- (1) 団体の規約等
- (2) 団体役員・事業関係者の名簿等
- (3) 事業計画書等
- (4) 使用内容がわかる資料(原稿等)

豊島区後援名義等使用承認申請書を提出している場合は、省略可能。

(所管担当課名)

様式2（第4条関係 承認通知書）

第 号
平成 年 月 日

様

豊島区長 高野之夫

国際アート・カルチャー都市としまロゴマークの使用承認について

平成 年 月 日付 第 号の使用承認申請につきまして、下記のとおり、国際アート・カルチャー都市としまロゴマークの使用を承認します。

記

1 使用目的

2 使用内容

3 承認期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

4 承認条件

- (1) ロゴマークの使用に際しては、使用基準を遵守してください。
- (2) ロゴマークの使用に対して経費の区の負担はありません。
- (3) 申請内容に変更があった場合には、直ちに届け出てください。
- (4) 印刷物等に使用する場合は、事前に原稿等を提出してください。
- (5) 承認条件に反したときは、この承認を取り消すことがあります。

（所管担当課）

様式3（第4条関係 不承認通知書）

第 号
平成 年 月 日

様

豊島区長 高野之夫

国際アート・カルチャー都市としまロゴマークの使用不承認について

平成 年 月 日付 第 号の使用承認申請につきまして、下記のとおり国際アート・カルチャー都市としまロゴマークの使用は承認できません。

記

- 1 使用目的
- 2 使用内容
- 3 不承認の理由

(所管担当課)

様式4（第7条関係 取消し通知書）

第 号
平成 年 月 日

様

豊島区長 高野之夫

国際アート・カルチャー都市としまロゴマーク使用承認の取り消し
について

平成 年 月 日付 第 号の使用承認について、下記の理由により取り消
します。

記

- 1 使用目的
- 2 使用内容
- 3 不承認の理由

（所管担当課）

様式5（第13条関係 報告書）

報 告 書

平成 年 月 日

豊 島 区 長

報告書 団体名

代表者

所在地

□ 連絡担当者名
電話番号（連絡先）

下記のとおり国際アート・カルチャー都市としまロゴマークを使用したので報告
します。

記

1 使用目的

2 使用内容

3 使用期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

[添付書類]

- ・使用内容のわかる資料

(所管担当課)